

弁護士による和解のあっせん —能登震災ADR（災害ADR）—

あなたのトラブル 話し合いで解決しませんか？

地震により生じたトラブルについて、弁護士が、当事者それぞれのご意見を聞きながら、話し合いによる公平・円満な解決を目指します

（能登震災ADRの利用例）

- ・隣家が自宅の敷地に崩れてきているので、損害賠償や撤去を求めたい
- ・賃貸借契約の条件変更について合意をしたい
- ・公費解体の申請に同意をしてほしい
- ・地震後の労働条件について合意をしたい etc

おすすめのポイント

01 原則、無料で利用できます

能登震災ADRでは、申立手数料や成立手数料は無料です。建築士等の専門家が手続に参加する場合などを除いて、費用はかかりません。なお、成立手数料は令和6年5月24日から無料になりました。

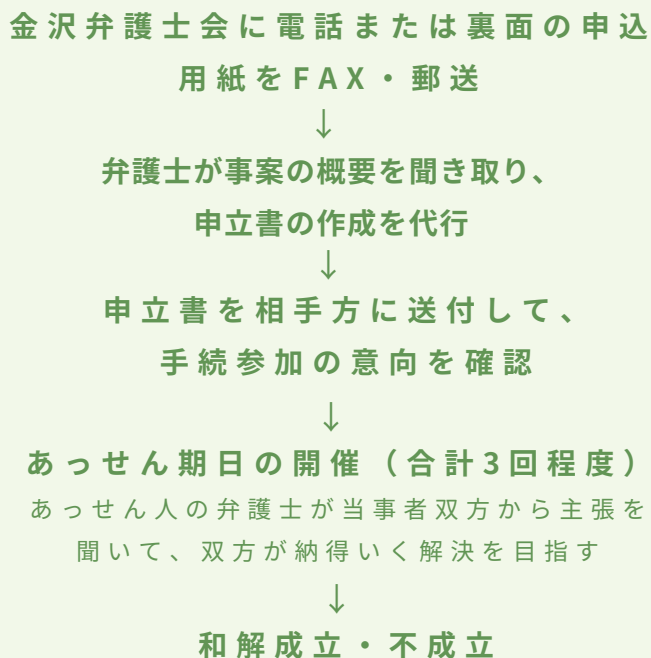
02 迅速にトラブルを解決

話し合いの期日は1～3回開催して、3か月程度の早期解決を目指します。

03 柔軟な方法で話し合い

対面での話し合いの他に、電話やテレビ会議を利用して話し合いをすることができます。また、必要に応じて、被災地（輪島、珠洲、七尾）で話し合いをすることも可能です。

ご利用の流れ



金沢弁護士会紛争解決センター

住所 石川県金沢市丸の内7-36

電話 076-221-0242（業務時間：9時～17時）

能登震災ADR申込用紙

下記の申込欄に必要事項をご記入の上、FAX又は郵送にてお申し込みください

 (FAX) 076-222-0242

 〒920-0242 石川県金沢市丸の内7-36
金沢弁護士会紛争解決センター 宛

申込人

ふりがな	
氏名(会社名・代表者名)	E-mail
電話番号(固定電話)	(携帯電話)
住所 〒	

相手方

※ご不明箇所は記入不要です

ふりがな	
氏名(会社名・代表者名)	E-mail
電話番号(固定電話)	(携帯電話)
住所 〒	

紛争類型

借地借家 近隣問題 自宅等の修繕 損害賠償 雇用関係 公費解体 その他

※ご記入いただいた個人情報は、上記の利用目的のみに使用し、第三者に提供することはありません。